

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1012号)

平成24年1月13日

横 情 審 答 申 第 1012号

平 成 24年 1 月 13日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成23年4月15日建建審第12号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と
発表のあり方について（技術的助言）」に基づく違反事実の確認について
（平成22年度建建審第412号）（開示請求書の39）」の一部開示決定に対す
る異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と発表のあり方について（技術的助言）」に基づく違反事実の確認について（平成22年度建建審第412号）（開示請求書の39）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と発表のあり方について（技術的助言）」に基づく違反事実の確認について（平成22年度建建審第412号）（開示請求書の39）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年2月4日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、「(5)違反した一級建築士に関すること、(6)名義借りの内容、(7)名義借りに至った経緯及び(8)ヒアリング内容」（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第5号及び第6号アに該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 建築士法違反に係る国土交通省への報告事務について

一級建築士について建築士法（昭和25年法律第202号）に係る違反があった場合、国土交通大臣は、同法第10条に基づき当該一級建築士の懲戒処分を行う。「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（技術的助言）」（平成18年5月11日国住指第541号。以下「技術的助言」という。）では、特定行政庁、都道府県又は国土交通省が違法行為等に関する情報を把握した場合の対応の手順が定められており、特定行政庁が建築士法違反に関する情報を把握した場合についても、技術的助言に基づき報告するよう求められている。本件申立文書は、特定建築物の建築工事（以下「本件工事」という。）において、建築士法に違反した一級建築士（以下「本件建築士」という。）の違法行為に関する情報を、技術的助言に基づき実施機関から国土交通省へ報告した文書である。

(2) 条例第7条第2項第5号の該当性について

国土交通大臣は、建築士法第10条第1項の規定に基づき「一級建築士の懲戒処分」という意思決定を行う。本件建築士に対して、当該意思決定を行うためには、本件申立部分の情報が必要である。当該情報は、横浜市と国土交通省の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより当該意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、「意思決定前の情報」であり、本号に該当する。

(3) 条例第7条第2項第6号アの該当性について

一級建築士の懲戒処分は、国土交通大臣が権限に基づいて行う法令違反の取締りであり、この事務の執行に当たって必要となるのが本件申立文書である。本件申立部分は、実施機関が行った関係者へのヒアリングの内容や、当該ヒアリングに基づき実施機関が作成した資料等の情報である。本件申立部分の情報が初めから公にされることが前提となっていたのでは、関係者が事実をありのままに話すことに対して慎重となり、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。本件と同種の事務は今後も反復して起こり得るため、当該情報を開示すると、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから本号アに該当する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件申立部分の開示を求める。

(2) 本件申立部分は、条例第7条第2項第5号に該当しないと考える。「横浜市情報公開条例の解釈・運用の手引」の「趣旨」において、「本号は、市の機関等における意思決定前の情報を（略）」とある。これは、意思決定前の情報公開についての規定であって、今回の意思決定後の情報公開には該当しないのではないかと考える。

(3) 本件申立部分は、条例第7条第2項第6号のアからオまでのどの項目に抵触するのか。同号の「当該事務又は事業の執行に支障を及ぼすおそれのある情報」に該当するのか根拠がない。

(4) 建築局建築審査部建築審査課が厳正に審査を行っていたら、計画通知書の審査の段階で違反は見抜けたはずだ。その審査ミスと同課は隠蔽しようとしているのではないかと考える。

5 審査会の判断

(1) 建築士法違反に係る国土交通大臣への報告について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条の3では、特定行政庁は違反建築物の設計者に対する措置として、同法第9条第1項又は第10項の是正命令を行った場合においては、当該設計者の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法の定めるところにより、当該設計者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならないと規定している。また、建築士法第10条では、一級建築士について建築士法に係る違反があった場合、国土交通大臣は当該一級建築士の懲戒処分を行うことができると規定しており、当該違反に係る事実関係の調査は、建築基準法第12条第5項に規定する報告を求める権限等に基づき、関係者に対して行われる。

技術的助言は、国土交通省が平成17年11月に発表した耐震強度偽装事件などを受けて、特定行政庁、都道府県又は国土交通省が建築基準法等の規定に違反する行為に関する情報を早期に共有するなど、当該行為に対する初動対応の手順等を定めたものである。また、特定行政庁が是正命令を発するに至っていない場合であっても、違反の可能性が高いと判断されるときは、建築基準法第9条の3の取扱いに準じて、建築士を指導監督する国土交通大臣又は都道府県知事に情報を提供するように定めている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件工事において、建築士法に違反した一級建築士の建築士法に係る違反（以下「本件違反」という。）について、技術的助言に基づき、実施機関から国土交通省へ報告した文書である。本件申立部分は、本件違反に関する事実等について確認するために、特定建築物の建築に関係した者に対して行ったヒアリング（以下「本件ヒアリング」という。）の内容及び国土交通大臣に報告するために実施機関が作成した資料のうち本件ヒアリングに基づき記載された内容である。

(3) 条例第7条第2項第5号及び第6号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第5号では、「市の機関並びに国・・・の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 条例第7条第2項第6号では、「市の機関又は国・・・が行う事務又は事業に

関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ・・・ア 監査、検査、取締り・・・に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のあるものについては開示しないことができると規定している。

ウ 実施機関は、本件申立部分は、国土交通大臣が本件建築士の懲戒処分を行うという意思決定前の情報であり、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより当該意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして本項第5号に該当すると主張している。また、本件建築士の懲戒処分は国土交通大臣が権限に基づいて行う法令違反の取締りであり、本件申立部分が公にされることが前提となっていたのでは、関係者が事実をありのままに話すことに対して慎重となり、正確な事実の把握を困難にするおそれがあること及び本件と同種の事務は今後も反復して起こり得るため本件申立部分を開示すると将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから本項第6号アに該当すると主張している。当審査会では本件処分の妥当性について検討するため、平成23年10月28日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件建築士の懲戒処分については、国土交通省において本件申立文書等に基づき検討している段階である。このような段階で、本件申立部分の情報を開示したとすると、実施機関から国土交通省に報告した内容が過大に評価され、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。したがって、本件申立部分は本項第5号に該当する。

(イ) 本件ヒアリングは、関係者の任意協力により行ったものであり、公にすることを前提としていない。本件申立部分の情報が開示されてしまうと、今後ヒアリング対象者が事実を述べなくなってしまうほか、ヒアリング自体に感じなくなるおそれがある。したがって、本項第6号アに規定する、監査、検査及び取締りについて、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非開示とした。

(ウ) 本件申立文書のうち、設計者及び建築士事務所の情報を開示している部分もあるが、これは建築基準法第93条の2及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項の規定により閲覧に供している建築計画概要書の情報をそのまま記載する部分である。一方で本件申立部分は、本件ヒアリン

グ等の調査の結果として報告書に記載した違反内容に係る情報なので、一般に公になっている建築計画概要書の内容と同一であるとは限らない。

エ 前記ウの事情聴取を踏まえ、当審査会で本件処分の妥当性について検討を行った。

まず、本項第6号アの該当性であるが、国土交通大臣が、一級建築士に対して建築士法違反に係る処分を適切に行うためには、違反事実の確認、違反に至った経過、違反に関与した認識等、多岐にわたり調査を行う必要があると考えられる。本件ヒアリングは、建築基準法第12条第5項に基づく報告を求める権限に基づき行われたものではなく、関係者の協力により行われた任意調査によるものである。法律に根拠規定が定められていない任意調査であっても、建築士法違反に関する調査を効果的に進めるためには欠かすことができないものであると考えられ、任意調査においても必要な情報が的確に得られるよう、調査対象者の信頼・協力を得て、適切に調査を進めていく必要がある。

このように、本件申立部分のような関係者の協力により行われた任意調査に基づく情報が公にされることが前提となっていたのでは、任意調査への協力を求められた者が、事実をありのままに話すことに対して慎重となり、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。また、同種の事務は今後も反復して起こり得るため本件申立部分を開示すると現在及び将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件申立部分を開示すると、建築士法違反の取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、現在及び将来の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本項第6号アに該当する。

次に、本項第5号の該当性についてであるが、前述のとおり、本件申立部分は本項第6号アに該当するから、改めて判断するまでもない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第6号アに該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年4月15日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成23年4月21日 (第183回第一部会) 平成23年4月22日 (第117回第三部会) 平成23年4月26日 (第190回第二部会)	・諮問の報告
平成23年9月13日 (第198回第二部会)	・審議
平成23年10月14日 (第200回第二部会)	・審議
平成23年10月28日 (第201回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年11月11日 (第202回第二部会)	・審議
平成23年11月25日 (第203回第二部会)	・審議